

2017 年 3 月 31 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 か ん ぽ 生 命 保 険
代 表 者 名 取締役兼代表執行役社長 石 井 雅 実
(コード番号：7181 東証第一部)

新規業務の認可申請について

株式会社かんぽ生命保険（東京都千代田区、取締役兼代表執行役社長 石井雅実、以下「当社」）は、本日、郵政民営化法（平成 17 年法律第 97 号）第 138 条第 1 項の規定に基づき、金融庁長官及び総務大臣に対し、終身保険等の見直しを内容とする新規業務について、認可申請を行いました。

○認可申請の概要（詳細は別紙のとおり）

- ・ 終身保険の見直し
- ・ 定期年金保険の見直し
- ・ 入院特約等の見直し

当社といたしましては、本件新規業務は利用者利便の向上及び当社の収益の確保による経営の安定化の観点から必要であると考えており、関係者の御理解を賜り、早期の認可を希望しております。

上記の終身保険等の引受けについては、認可取得を前提として、本年 10 月以降の開始を予定しています。

以上

(別紙)

認可申請の概要（終身保険等の見直し）

1. 趣旨

当社は、郵政民営化法第 138 条第 1 項の規定に基づき、当社が引き受ける次の保険の見直しについて認可を申請しました。

- (1) 終身保険
- (2) 定期年金保険
- (3) 入院特約
- (4) 災害特約

2. 理由

当社は、以下の利用者利便の向上及び収益の確保による経営の安定化を図るため、認可申請するものです。

(1) 利用者利便の向上

① 予定解約率を用いること等による保険料の低廉化

いずれの保険においても、予定解約率を用いて解約返戻金を低く抑える又は解約返戻金を無くすこと等により保険料の低廉化を図り、低金利環境においてもできるだけ保険料を安くしてほしいというお客さまニーズへの対応が可能となります。

② 年金支払期間を長く設定することによる長寿社会における自助努力支援

定期年金保険の見直しにおいては、平均寿命の延伸や公的年金制度への不安の高まりの中、年金支払期間を長く設定した商品性とすることにより、長寿社会における自助努力支援が可能となります。

③ 入院特約の支払事由の変更等による医療保障ニーズへの対応

入院日数の短期化や外来手術の増加などを受け、お客さまの医療保障に対するニーズが変化してきています。入院初期の保障を厚くする入院初期保険金を任意で選択できるようにすることや手術保険金の支払事由における入院要件の撤廃（外来手術の保障対象化）等の見直しを行うことにより、こうしたニーズへの対応が可能となります。

(2) 収益の確保による経営の安定化

低金利環境の継続により、平成 28 年 8 月に予定利率の引下げを実施したところ、収益性の改善等のため、平成 29 年 4 月にさらなる予定利率の引下げを実施する予定です。このような厳しい経営環境の中、前述のようなお客さまの多様なニーズに応える商品改善を実施することにより、新契約件数を増加させ、収益の確保による経営の安定化を図ることが、企業価値向上のために必要であると考えています。

3. 見直しの概要

(1) 終身保険の見直し

終身保険については、以下の①の保険商品の種類について、②の期間において解約返戻金を低く抑えることにより保険料を安くした保険を引き受けることとします。（なお、現行の終身保険は引き続き引受けを行います。）

① 対象とする保険商品の種類

普通終身保険、特別終身保険

② 予定解約率を用いて、解約返戻金を低く抑える期間

保険料払込期間

(2) 定期年金保険の見直し

定期年金保険については、以下の①の保険商品の種類について、②の期間において解約返戻金を低く抑えるとともに、③の年金支払開始年齢等とする保険を引き受けることとします。（なお、現行の定期年金保険は既に引受停止中です。）

① 対象とする保険商品の種類

据置定期年金保険

② 予定解約率を用いて、解約返戻金を低く抑える期間

保険料払込期間

③ 年金支払開始年齢等

年金支払開始年齢	加入年齢範囲	保険料払込期間	年金支払期間
60歳	50歳	10年	30年
65歳	50歳～55歳	10年～15年	30年
70歳	50歳～60歳	10年～20年	30年
75歳	50歳～65歳	10年～25年	20年
80歳	50歳～70歳	10年～30年	20年

(3) 入院特約の見直し

入院特約については、以下の①の保障内容の変更を行うとともに、②の保険料払込期間を設け、③の期間において解約返戻金を低く抑えること又は無くすことにより、保険料を安くした保険を引き受けることとします。(なお、現行の入院特約は引受停止とします。)

① 保障内容

ア 入院初期保険金（選択制）の追加

被保険者が入院保険金の支払われる入院をしたときに、入院保険金に加えて、入院保険金日額の5倍に相当する入院初期保険金を支払います。

イ 手術保険金の変更

(ア) 公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に手術料の算定対象として列挙されている手術及び先進医療に該当する手術を支払対象とし、入院中手術については入院保険金日額の20倍、外来手術については入院保険金日額の5倍に相当する手術保険金を支払います。

(イ) 公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に放射線治療料の算定対象として列挙されている放射線治療及び先進医療に該当する放射線治療を支払対象とし、入院保険金日額の10倍に相当する放射線治療保険金を支払います。

② 保険料払込期間

終身保険又は見直し後の定期年金保険の基本契約に付する解約返戻金を無くしたもの（以下「無解約返戻金型」といいます。）の場合、特約が付された基本契約の保険料払込期間に関わらず、被保険者の年齢が95歳に達する日の前日まで又は特約の保険期間の終期まで

③ 予定解約率を用いて、解約返戻金を低く抑える又は無くす期間

保険期間又は年金支払期間を終身とする基本契約に付する解約返戻金を低く抑えたもの（以下「解約返戻金低減型」といいます。）においては特約の保険料払込期間満了後の期間、無解約返戻金型においては全保険期間

(4) 災害特約の見直し

災害特約については、以下の①の保険料払込期間を設け、②の期間において解約返戻金を低く抑えること又は無くすことに加え、③のとおり契約者配当金を無いものとするにより、保険料を安くした保険を引き受けることとします。(なお、現行の災害特約は引受停止とします。)

① 保険料払込期間

無解約返戻金型の場合、特約が付された基本契約の保険料払込期間に関わらず、被保険者の年齢が 95 歳に達する日の前日まで又は特約の保険期間の終期まで

② 予定解約率を用いて、解約返戻金を低く抑える又は無くす期間

解約返戻金低減型においては特約の保険料払込期間満了後の期間、無解約返戻金型においては全保険期間

③ 契約者配当金

この特約に関する契約者配当金はありません。

以上